

平成27年度京都府認知症介護実践者等養成研修（その2）

平成27年度京都府認知症介護実践者等養成研修を別添の研修要項により開催しますので、お知らせします。

なお、③・④・⑤の研修については、地域密着型サービス事業所の指定及び代表者、管理者、計画作成担当者の変更の場合に本研修の修了が要件となっていますので、該当事業所(開設予定事業所を含む。)は留意してください。（平成18年3月31日付け 厚生労働省老計発第0331006号、老振発第0331006号、老老発第0331019号通知）

	研 修 名	開 催 予 定 時 期	備 考	
①	認知症介護実践者研修	研修要項を参照	—	今回募集
②	認知症介護実践リーダー研修	研修要項を参照	①を修了後1年以上経過していることが必要	今年度の募集は終了
③	認知症対応型サービス事業開設者研修	研修要項を参照	—	今回募集
④	認知症対応型サービス事業管理者研修	研修要項を参照	①の修了が必要	
⑤	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	研修要項を参照	①の修了が必要	

■ 申込に当たっての留意点

【①の研修】自施設実習について

研修①につきましては、別添の研修要項のとおり、自施設における認知症ケアに係る実習があります。実習に当たっては、受講者個人だけではなく、職場内チームで認知症ケアの質の向上のための取り組みを行う必要があります。

【③・④・⑤の研修】受講料について

③・④・⑤の研修につきましては、昨年度から資料代に加え受講料を徴収することとなりました。応募される際は、研修要項を十分ご確認の上、お申込みいただきますようお願いいたします。
※受講料は受講決定後に納付していただきます。受講料の納付方法については、受講決定時にお知らせいたします。

■ 受講者の決定について

受講者の決定は、確定次第、各事業所あて郵送で通知（受講の非決定通知を含む。）します。研修の2週間前になっても通知が届かない場合は、下記までお問い合わせいただきますようお願いいたします。なお、申込者が多数の場合、受講をお断りする場合がありますので、あらかじめ御了承願います。

◇ 申込書送付先：※各研修要項を参照

◇ お問い合わせ先：

一般社団法人京都府老人福祉施設協議会 事務局
 電話：(075)802-4642、FAX：(075)802-4699

※京都市内の事業所は、京都市 長寿福祉課 (075)251-1106 にお問い合わせください。